

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第17号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																			
附 則 (施行期日) 1 略 (平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合) 2 略 (平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合) 3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の13</u> とする。		附 則 (施行期日) 1 略 (平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合) 2 略 (平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合) 3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の12</u> とする。																			
附則別表（附則第2項関係）		附則別表（附則第2項関係）																			
<table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都特別区</td><td><u>100分の16</u></td></tr><tr><td>大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の13</u>である地域（<u>同市を除く。</u>）のうち人事委員会が定めるもの</td><td><u>100分の13</u></td></tr><tr><td>愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が<u>100分の12</u>である地域（<u>同市を除く。</u>）のうち人事委員会が定めるもの</td><td><u>100分の12</u></td></tr><tr><td>人事院規則附則の支給割合が100分</td><td>100分の10</td></tr></tbody></table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の16</u>	大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（ <u>同市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が <u>100分の12</u> である地域（ <u>同市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>	人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10	<table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都特別区</td><td><u>100分の14</u></td></tr><tr><td>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の12</u>である地域（<u>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。</u>）のうち人事委員会が定めるもの</td><td><u>100分の12</u></td></tr><tr><td>人事院規則附則の支給割合が<u>100分の11</u>である地域のうち人事委員会が定めるもの</td><td><u>100分の11</u></td></tr><tr><td>人事院規則附則の支給割合が100分</td><td>100分の10</td></tr></tbody></table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の14</u>	大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の12</u> である地域（ <u>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>	人事院規則附則の支給割合が <u>100分の11</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の11</u>	人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10
支給地域	支給割合																				
東京都特別区	<u>100分の16</u>																				
大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（ <u>同市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>																				
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が <u>100分の12</u> である地域（ <u>同市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>																				
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10																				
支給地域	支給割合																				
東京都特別区	<u>100分の14</u>																				
大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の12</u> である地域（ <u>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。</u> ）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>																				
人事院規則附則の支給割合が <u>100分の11</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の11</u>																				
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10																				

の10である地域のうち人事委員会が定めるもの		の10である地域のうち人事委員会が定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分の9である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の9		
略		略	
人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6	人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6
略		略	
人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3	人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5
略		略	
人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3	人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3
略		略	
		人事院規則附則の支給割合が100分の2である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の2

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。